

基本計画部会第4WGの審議状況について(報告)

(第8回会合～第9回会合)

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第8回） 議事概要

1 日 時 : 平成20年5月13日(火) 16:00~18:36

2 場 所 : 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、松井委員
内閣府、総務省(統計局、自治行政局)、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

中島内閣府統計委員会担当室長、高木内閣府統計委員会担当室参事官、
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)、安田総務省政策統括官付調査官、
林総務省政策統括官付調査官

4 議 題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
- (3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について
- (4) 各府省でのデータ共有の推進について
- (5) その他

5 議事概要

(1) 行政記録情報の活用について

ア 総務省統計局から資料1-1に基づき、また、同省自治行政局から資料1-2に基づき、住民基本台帳人口移動報告への「住民基本台帳」の活用について説明が行われた後、その在り方等について審議。主な意見等は次のとおり。

もし、コホート別・行政単位別でメッシュでの移動統計が把握でき、それにいくつかのカレントデータを加えることで人口推計を地域別に行えるということになると、必要な公的リソースの将来の変化もある程度推計できるようになる。このような推計は市町村の行政にとっても有用なフィードバックになるので、是非とも当該移動統計を出せるようにすべきである。

住基ネットは平成14年から導入されているが、神奈川県内では横浜市が平成18年8月まで、個人情報の漏洩等を心配しネットへの参加を見合わせていた。なお、住基ネットを所管する市町村課は一義的には住民基本台帳の活用は問題ないが、その運用については慎重であるべきなので、より具体的になった時に話を聞かせて欲しいとのことであった。

東京都においては、一区一市が未だに住基ネットに接続していない。このような市区では人口移動報告に住基ネットを用いることができず、調査票で報告しているため、報告事項が増えることについては、直接市区に説明し了解を得てほしい。また、併せて区長会や市長会にも話をしていただきたい。

都道府県の理解を得るための具体的な方法としては何が考えられるのか。

統計全般に言えることだが、統計の目的を理解していただくことが重要。住民基本台帳

についても、使い道が広く理解されれば問題ないのだが、良く分からないところで使われていると思われる抵抗がある。そこを明確にすれば検討の余地はある。

自治体への説明は一義的には統計局からすべきものだが、自治行政局にも協力していただけるものなのか。

直接、両者の間に入っていき関係には無いが、具体的なものに即して一定の解釈を示すことは可能。

税務、住民基本台帳、労働保険等の行政記録保有部局は、いずれも用いること自体に問題はないが反発なく進めることが大事という意見である。行政記録保有部局に対しては、基本計画に具体的な活用事例や活用促進の方策を記述するとともに、統計委員会への定期的な報告などを求めること等により、活用を後押ししていくことができるのではないかと。

調査事項の拡大に関する都道府県への確認はどのようにしてとるのか。例えば、自治行政局においてディスカッションをする場所を設けることはできるか。

例えば、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会が年数回、全都道府県の参加で開催されており、平成16年の住基ネット活用の提言も同協議会で説明し、了解が得られたところ。そのような場を活用することなどが考えられるのではないかと。

行政記録情報の提供を求めるときには、統計作成側が行政記録保有部局に対して具体的な要望をすることが必要である。また、個人が特定されない形での公表をすることは統計作成側の責任で行うものであると考える。

(2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

ア 各府省から二次利用の運用に向けた取組に関する考え方についてそれぞれ説明が行われ、その後、事務局から資料2-2に基づき、「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討状況について説明が行われた。

イ 説明を踏まえ、利用サービスの提供の枠組み及びオーダーメイド集計、匿名データの作成・提供の具体的な仕組みについて審議。主な意見は以下のとおり。

各府省の説明ではニーズがはっきりしないとのことだが、これまでの目的外利用の場合は申請の敷居が高くて利用がなかっただけである。東京大学でSSJデータアーカイブを運用した例でも、運用当初は10件程度の実績も、年々利用実績が倍増したように使えるようになれば徐々に利用が拡大していく。利用者側は来年の4月から自由に使えると思っているので、基幹統計については各府省とも個別・具体的な方針を出してもらいたい。

二次利用については、「統計データの二次利用促進に関する研究会」から検討結果が報告されているが、第4WGで検討すべきではないか。具体的には、府省毎に保存されているデータを集めて提供側を一元化し、どのような処理言語で集計すべきかという情報処理面での検討をすべきである。

二次利用については、利用者側からは新統計法の目玉として大きな期待が寄せられているが、提供側としては初めての試みであり、現行の人員、予算等にも限度がある。両者のバランスをとって運用することが必要であり、来年、制度が動いていないという印象を与えると大きな期待が不満に転化してしまう。

統計という国の資産を皆で使えるようにするのが今回の基本計画の目玉なので、別枠で府

省共通のプラットフォームを開発する等、まとまった形で予算をとれるような提言をした方が現実味があるのではないか。

また、府省ごとに提供の基準が異なるのでは利用者は納得いかないのでは、透明性のある結論をお願いします。

一般的に事業所・企業のデータについて、大企業は産業分類と地域が分かれば簡単に特定されてしまうため、海外でも匿名データを提供しているところはない。また、個人企業経済調査のような比較的小規模な事業所を対象とした調査であっても、センシティブなデータが多く、実査にも影響することがあるため、海外でも匿名データを作成している例は少ない。

このように秘匿が難しいデータの場合、海外ではオンサイトで利用しており、統計法に明文化されていないが、オンサイト利用は検討すべきである。

教育用のレプリカデータ（擬似データに近いもの）を作ることにしても、利用者のニーズが高いので議論すべきではないか。

第4WGで検討しなければならない事項として、複数データのマッチングの危険性について、複数データの利用申請に対する審査をどのように行うか等が残っている。

ウ 議論の結果、研究会の検討結果をWGで報告した上で改めて議論することとされた。

(3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について

ア 事務局から資料3-1から3-4までに基づき、各府省における取組の現状について説明が行われた後、広報・啓発活動、統計教育の拡充について審議。主な意見は以下のとおり。

【広報・啓発活動の在り方】

統計調査の結果が利用されることが統計の理解につながるため、HPの拡充をお願いします。HP掲載にあたっては、当該統計を使うときの注意点、調査票の様式、調査対象数を掲載すべきである。また、HPについて、外部評価を行うことによって、よりよくしていく活動が必要ではないか。

報告者にデータをフィードバックすれば、調査に協力することのメリットがはっきりするので、回収率の向上が期待できるのではないか。

また、HPにおけるデータの掲載は、利用度の観点からエクセルベースではなくXML形式での公表が望ましい。

【非協力者への対処方針】

非協力者への対応について、報告義務が規定されているのに罰則の適用がないのはおかしい。実際、実査で苦労しているのであれば、罰則を適用してみてもどうか。また、罰則を課す前に非協力企業の名称の公表を検討してみてもどうか。

罰則適用にも段階があるはずなので、どういう基準で警告や企業名の公表するのかを、国民に知らしめる啓蒙活動も考えられるのではないか。

企業の社会的責任(CSR)として、統計調査への協力を税金と同様に位置付け、CSRに対する制裁として企業名の公表ということを通すことは可能か。CSRの基準の認証等、順序たてて進めるべき。

最近では違反者の公表について、法律に根拠を規定しなければ、自由に公表することは出来

ないと考えるのが一般的である。また、罰則に関して、告発しても起訴するかどうかは検察側の判断であるので、どの程度であれば起訴するかということを、検察側と事前に十分協議しておく必要がある。

強権的に報告を徴収した場合、虚偽の報告やドイツのように国民の反発も考えられる。国民が納得するやり方、手順、基準によって進めるべき。

現場の立場では、統計調査への非協力程度での罰則適用は反発を受ける恐れがあると思われる。かたり調査や虚偽の申告に罰則を課すのとは、同じようには語れないではないか。

調査を拒否や虚偽の報告は社会的な損失が大きい。納税義務と同様に、国民・企業が統計調査に協力して、情報を国に納めるものという主張があってもいい。逆にサンプリングの調査に協力した場合、減税されるような扱いがあってもいいのではないか。

【統計教育の充実方策】

啓発・教育においては、「事実に基づいて意思決定ができるところに統計の価値がある」ことを示すことが重要である。これまで、我が国では一般企業における統計教育は進んでおり、企業内では品質管理におけるベネフィットが明らかにされている。官庁統計に欠けているのは統計を取ったことによる恩恵が明確でないことであり、啓発ということであれば、そこを明らかにしていく必要がある。

イ 議論の結果、広報については経費も限られていることから HP の活用方策を検討、非協力者への対応については、調査に重大な支障を与える場合などの告発、企業名公表などの手順、基準について具体的に検討、統計教育については日本統計学会など学会等との連携、統計制作側から統計に基づく施策・意思決定が大切であると説明することが大切とされた。

(4) 各府省でのデータ共有の推進について

総務省統計局から資料4に基づき、統計調査業務の業務・システム最適化の取組状況について説明が行われた後、各府省でのデータ共有の推進について審議。主な意見等は次のとおり。

二次利用が最適化計画の工程表に含まれていないことについて、WGの工程表に二次利用のシステム開発に関する部分を書き込む必要があるのではないか。

調査票をXML形式で定型的に標準化できれば、集計のプログラムを汎用化することが可能。単純な集計であればかなり対応できるのではないか。

データレイアウトの記法については、19年度から可能な範囲でXML形式を導入しているが、これまでの調査票の保存状況には過去の形式で保存されているものもあり、システム上、提供可能なように常に最新の状態で保持できるかという問題もある。

(5) 次回以降の予定は、資料5に基づき、以下のとおり変更することとされた。

- 第9回：5月27日（火）16:30～（行政記録情報の活用、民間事業者の活用の在り方）
- 第10回：6月10日（火）16:30～（二次利用関係、IT活用関係、報告骨子（案））
- 第11回：6月24日（火）16:30～（報告（案）の検討）
- 第12回：7月8日（火）16:30～（報告の取りまとめ）
- 予備日：7月22日（火）16:30～（報告の取りまとめ）

以上

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第9回） 議事概要

1 日 時 平成20年5月27日（火）16:30～18:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
（2）行政記録情報の活用について
（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

事務局から、資料1、2に基づき、民間事業者の活用の在り方に係る論点に関する説明が行われた後、資料1の個別論点毎に審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《論点1 調査員による実査業務の委託に慎重かつ十分な検討が必要な調査》

- ・ 今後、調査実施部局が調査を実施するに当たり、本WGで議論したことは一つのベースになると考えられるため、議論の結果については、例えば、「調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用される調査」として「閣議での報告を要する調査」等を挙げるなど、より具体的にまとめられることが望ましい。
- ・ 慎重かつ十分な検討を要する調査のうち、 の類型に該当する統計調査（国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査）としては国勢調査及び経済センサス、 の類型に該当する統計調査（一定の行政分野等の母集団フレームを提供することを目的とした調査）としては商業統計調査、農林業センサス、国民生活基礎調査等、 の類型に該当する統計調査（調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査）としては労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等が考えられる。
- ・ 今回、調査員による実査業務の委託に関して、慎重かつ十分な検討が必要な調査を参考として整理したことは評価できる。こうした調査のうち、及び の調査は精度が悪くなった場合に他の多くの調査に全般的に波及するような側面を持っているもの、また、 の調査は精度が劣化することによって政策運営に対して何らかの損失が生じることが大きいものということで、いずれも妥当と考える。

《論点2 統計の質の目標の設定及び明示》

- ・ 回収率等が委託先である民間事業者に過度のプレッシャーを与えメイキング等の不正行為を誘発することのないよう、回収のプロセスを国と委託先の民間事業者と一緒に管理して統計の質を担保していくような仕組みを確立することが必要である。
- ・ 回収率や記入率については、それらが悪いとしても調査の実査のプロセスに完全に責任があるものなのかどうか判然とせず、絶対的なものではない。したがって、これらの指標は第1段階のものであって、今後更に統計の質や指標に関する研究が必要である。また、その際は、プロセス管理が大変重要な視点であることに留意する必要がある。

《その他の論点》

- ・ 長期に受託している事業者と新規参入事業者との情報格差に起因した委託の固定化の問題については、資料2に上げられているような、調査の実施状況に関する情報を「(入札)実施要項」または「仕様書」に盛り込む等の措置を講じることにより回避できる。
- ・ 民間事業者の活用の際には、統計の質の低下のリスク、情報漏えいのリスク、不正発生のリスク、データ欠落のリスク等の様々なリスクや過去の活用実例等を十分に考慮する必要がある。
- ・ 法定受託による地方公共団体経由調査の場合、事業者団体からのヒアリングにおいても、コストダウンは難しいと述べており、民間事業者の活用により価格面でのメリットを得ることは困難である。
- ・ 受託事業者に対する支援方策については、民間事業者に対する利益供与に当たらないか等の点について少し整理しておく必要がある。
- ・ 調査員による実査業務の委託に関して、慎重かつ十分な検討が必要な調査があるという整理には、今後も登録調査員制度をある程度活用しようという明確な意思があるものと理解されるので、当該制度のてこ入れについても適当な場で更に議論を深める必要がある。
 - ・ 民間事業者による登録調査員の活用については、現在、登録調査員のボランティア精神で維持されている統計の精度を低下させる危険性がある。また、民間委託の委託費が少ないという問題に対しては、都道府県統計専任職員費の一部を委託費に含めるという方策も考えられるが、これは専任職員の定数の削減をもたらし、結果として様々な調査を組み合わせる体制を構築している都道府県の統計制度を壊してしまう恐れがある。したがって、こうした問題については、統計制度全般の問題として慎重な検討が必要である。

(2) 行政記録情報の活用について

法人企業統計調査への「有価証券報告書データ」の活用について、当該調査の実施者である財務省財務総合政策研究所から、その必要性等に関する説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 有価証券報告書データが連結ベースであるのに対し法人企業統計調査が単体ベースと確かにベースは異なっているが、その分割は技術的に可能である。また、費用対効果の問題についても、エディネットにデータがあり非常に簡単にスキミングが可能なので、ほとんど費用はかからない。したがって、法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用はすぐ実施すべきである。

当該活用に関連し、民間データを統計調査に活用している例として、消費者物価指数への「POSデータ」の活用について、当該指数を所管する総務省統計局から、資料5 - 1、2に基づき、利用方

法等に関する説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ POSデータを利用するに当たり、必ずしも調査会社から購入するという視点で考える必要はなく、例えば、現在、一橋大学で実施されている大規模なPOSデータの調査結果の成果の活用等も検討すべき。また、こうしたデータについては、調査研究により様々な活用方法の開発が可能なので、こうした具体的な方策の方向性を打ち出していくことが必要である。
- ・ IC乗車券については、その利用により、従来にない極めて短い時間での動態データが把握でき、国民の安心安全という面で非常に大きなインパクトがある。したがって、ある種の公共財として、その利用に関する考え方、基準を議論し、全体の方針を出してもらいたい。

行政記録活用推進のための仕組みについて、資料4の論点を踏まえ審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 統計作成部局は、新たに統計を作成する場合、活用できる行政記録情報を調べることを原則にするという点だが、統計作成部局が調べて行政記録を把握しても、それが使えるか否かは分からない。したがって、公の場で、使用の可否を議論する仕組みを考えるべきである。
- ・ 新たな統計の作成に当たり、まず必要な情報が政府内部で得られるかどうかを調査して、その可能性を探ることとし、統計調査により外部に求めるのは補完的な位置づけにするという原則（補完性原則）は米国のペーパーワーク削減法でも採用されているものであり、行政コストの削減の面からも、民間の負担軽減の面からも望ましく賛成できる。
- ・ 統計作成部局が行政記録情報保有部局に集計を依頼する場合、その費用負担、特に依頼先が他省の時はどうするかということも議論をしておく、行政記録情報の活用が促進されるのではないか。

(3) その他

今回の第4ワーキンググループ会合は、6月10日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計データの二次利用の運用に向けた各省の取組状況

第4ワーキンググループ会合にオブザーバー出席している8府省に対し、統計データの二次利用（委託による統計の作成等（以下、「オーダーメイド集計」という。）及び匿名データの作成・提供）の運用に向けた取組状況を照会した結果は以下のとおりである。

1. 二次利用の対象とする統計調査について

オーダーメイド集計については、一部の調査について対応を検討中である府省が5府省。一方、匿名データの作成・提供については、一部の調査について対応を検討中である府省が3府省あるものの、4府省が当面は未対応と回答。

	全ての統計調査で対応	一部の統計調査で対応	当面は未対応	検討中
オーダーメイド集計	-	5	2	1
匿名データの作成・提供	-	3	4	1

【オーダーメイド集計、匿名データに共通する未対応とした主な理由】

- ・ これまでニーズが無かったことから、その予測が困難。
- ・ 予算・人員の確保ができない。

【匿名データの作成・提供を未対応とした主な理由】

- ・ 事業所・企業系データの調査であり、匿名化が困難。

2. 実施機関について

オーダーメイド集計、匿名データともにほとんどの府省で検討中となった。

なお、現在のところ、オーダーメイド集計、匿名データともに公益法人や民間事業者への委託を検討している府省はない。

	自府省	委 託			検討中
		政令で定める独立行政法人	公益法人	民間事業者	
オーダーメイド集計	1	1	-	-	5
匿名データの作成・提供	-	1	-	-	5

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

3. 二次利用の申請窓口の設置場所（受付体制）について

オーダーメイド集計については3府省、匿名データについては2府省が、自府省内に申請窓口を設置する方向で検討している。

	自府省	政令で定める 独立行政法人	検討中
オーダーメイド集計	3	1	3
匿名データの作成・提供	2	1	3

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

4. 実施する上での支障・問題点（複数回答可）

各府省とも、オーダーメイド集計、匿名データいずれについても予算や要員の確保が問題であると考えている。また、匿名データの作成・提供については、審査等の基準や匿名化・秘匿方法についても問題であると考えている。

	予算	要員	作業 スペース	委託先 の選定	審査等 の基準	匿名化・ 秘匿方法
オーダーメイド 集計	5	6	2	3		
匿名データの 作成・提供	5	6	2	1	5	6

【オーダーメイド集計、匿名データに共通する主な理由】

- ・ 手数料の基準額等が決まっていない。
- ・ 利用相談業務への対応。

【その他、オーダーメイド集計に関する主な理由】

- ・ 受託する集計の範囲。
- ・ 情報システムを含めた体制の整備。
- ・ 外部に委託する場合、委託先との契約形態（その都度の契約、年度契約として出来高払い）をどうするか未定。
- ・ 集計プログラムの持ち込みの可否。

【その他、匿名データの作成・提供に関する主な理由】

- ・ 外部に存在する情報との照合可能性。
- ・ 虚偽申請への対処。（利用者の本人確認）
- ・ 安全性を担保した上で有用性をどこまで確保できるか。
- ・ 調査の特性に応じて匿名化手法を変更すべきかどうか。

5. オーダーメイド集計の集計内容

統計の作成を検討している府省は4府省であるのに対し、統計の作成とともに統計的研究も検討しているのは総務省のみ。検討中は2府省。

統計の作成	統計の作成・統計的研究	検討中
4	1	2

注：未対応と回答の一部府省については空欄のため集計していない。

6. その他、二次利用の推進のための検討状況及び今後の方針・予定

- ・ 国立大学法人等との連携を図り、サービスの利便性を高める。
- ・ 総務省の「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討状況を踏まえ、個別調査ごとの検討に着手。
- ・ 統計センターへの全部委託の可能性を検討。
- ・ 目的外利用におけるインサイト利用の導入の準備。